

平成19年（行ウ）第648号ほか 開発許可処分差止等請求事件

原告 橋 充 自 外


被告 渋谷 区 外

第 3 3 準 備 書 面

平成22年7月28日

東京地方裁判所民事第38部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 齊 藤 驍 外 7 名 

1. はじめに

羽澤ガーデンの文化的意義については縷々論じてきたし、それを裏付け、或いは示唆する証拠も多数提出してきたが、被告渋谷区・同東京都は、原告適格等の形式論にすぎり、実体上の明確かつ具体的な認否をしないまま徒に争い、事業者三菱地所（株）等に働きかけ、裁判所・専門家に現場を見せる努力を怠ってきた。

しかし、このような姿勢が許されないことは、特にこの1年、法廷の内外において羽澤ガーデンの歴史的・文化的意義の認識が広がり、文化と環境、都市と歴史に対する心ある国民の関心が深化していることだけを見ても、明らかなところである。

今では、被告らにおいても現場検証の必要性は否定しがたいことであろう。「原告適格」等の所論によってこれを回避することは到底出来ないことは、被告らの

この点に関する今回の準備書面自らがこれを端的に示している。

2. そこで、文化財の意義を文化財保護法（以下「法」という）の原点に立ち帰り、整理してみよう。

(1) 法第2条（文化財の意義）1項は、要旨以下のとおり文化財を定義している。

「一 建造物・・・その他の有形の文化的所産で・・・歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下『有形文化財』という。）

(略)

四 貝塚・・・旧宅その他の遺跡で・・・歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園・・・その他の名勝地で・・・芸術上又は観賞上価値の高いもの・・・(以下『記念物』という。)

(略)」

羽澤ガーデンは、庭及び土地と一体となった歴史上、芸術上価値の高い建造物であり、学術上価値の高い歴史資料でもあるから、同条1項一号に該当する有形文化財であり、中村是公の旧宅であり、歴史上、学術上の価値が高い遺跡であり、かつ、芸術上又は観賞上価値の高い庭園、すなわち名勝である点において、同項四号に該当することはいうまでもなく、しかも、その価値が著しく高く、重要文化財等の要件を優に充たすかけがえのないものであることは、前野まさる（東京芸大名誉教授）や西和夫（前文化審議会委員、東京都文化審議会副会長）ら文化財の専門家の意見、ここを訪れた総理大臣から芸術家等々の多彩な人々の高い評価（森美恵子回想録『羽澤ガーデン六十年史 楓の記』（甲152）、田村元元衆議院議長・前議員の会会長の文部科学大臣に対する要請

書（甲169）等）等々により、既に大略は明らかになっている。

(2) さらに加えて注意すべきは、法第2条1項二号、同四号がそれぞれ「考古資料」を学術上価値の高い資料の冒頭に置き、貝塚その他の遺跡を「歴史上又は学術上の価値の高いもの」として考古学的価値に高い文化的意義を与えていることである。

これは、考古学が文字による記録以前（有史以前）の歴史を研究するばかりではなく、有史以降の歴史、典型的には中世（城館跡、廃寺）、近世（武家屋敷跡、市場跡）、さらには近代に至るまで、モノを通して過去の人々の生活の営み、文化、価値観さらには歴史的事実を解明、研究することは、文献以外の手段として非常に重要であるとされているからである。

考古学が原始共同体の時代あるいはそれより古い時代を対象とする学問であるとするのは全くの俗見であり、人類の歴史あるいは人々が社会生活を営んでいるその土地の歴史を正確に把握するうえで不可欠なものである。この視点で羽澤ガーデンとその地域の歴史を考察することを忘れてはならない。

従前も、前野まさる氏がいう「都市の文脈」という観点で、かかる視点から羽澤ガーデンが羽沢地域のランドマークとされていること、そしてこの地域が江戸時代の日本文化と連なりつつこれを具体的に表現していることを述べてきた。しかし最近、重大な事実が判明しつつある。

3. 文全協決議と羽沢貝塚

(1) 文化財保存全国協議会の決議

本年（2010年）6月11日から13日まで、文化財保存全国協議会（以下「文全協」という）第41回大会が広島県福山市鞆の浦で開かれた。文全協は1970年（昭和45年）我が国の高度成長に伴う濫開発やスプロール化により一般の文化財はもとより天皇の古墳までが次々と破壊されるに及び、これ

をただし文化財を保存することにより、歴史認識の確立、環境と文化の再生・発展を目指して、考古学等の研究者と教育者が中心となり形成された（甲170の2）。文化財部門で学問の自立を目指した我が国最初の組織であり、その影響は文部科学省は勿論、関係領域に広く及んでいる。

文全協は、昨年10月1日の鞆の浦埋立差止請求事件の住民勝訴の判決にいち早く注目し、昨年うちに予定を変更して鞆の浦で大会開催を決定した。そして、その目玉ともいべきシンポジウムに、鞆の浦の住民を長年にわたり支え、本件羽澤ガーデンにおいても「守る会」の総務理事をされている前記前野まさる氏に基調講演を依頼した。前野氏の講演は6月13日（月）であったが、ここにおいて鞆の浦の文化財としての特長を分かり易く説明したうえ、羽澤ガーデンが首都東京にありながら江戸の文化を共有する等重要な共通点を持っていることを強調された（甲173の2）。これをうけ、文全協は羽澤ガーデンの保全と活用、重要文化財指定を求める旨の特別決議をし（甲174の1）、文部科学省等関係省庁と、事業者である三菱地所と日山にそれぞれ決議文を送付し、現在それに対する文書による回答を求めている（甲174の2）。

（2）羽澤ガーデン周辺における遺跡の存在

この決議文作成等で文全協と守る会は再三打合せ、協議を行ったが、その際、文全協による羽澤ガーデンの検討のなかで、考古学者ならではの、我々にとって新たな情報がもたらされた。羽澤ガーデンは「羽沢貝塚」と呼ばれる遺跡群に取り囲まれていて、羽澤ガーデンには遺跡がある可能性が極めて高いというものであった。しかも、その遺跡から検出されているものは「縄文期」に限らず近世（江戸時代）であることが明確なものが多数存在するというのである。地形的に、羽沢地域は広尾の丘を南北に走る渋谷川支流のいもり川の河岸段丘にあたり、この両岸に検証済みの「周知されたもの」として取り扱われている遺跡が十箇所以上あり、いずれも羽澤ガーデンのすぐ傍らにあるというのである。考古学者であり文全協の代表委員でもある十菱駿武（じゅうびし・しゅん

ぶ) 山梨学院大学教授は、資料の検索方法、試掘の必要性の判断についても懇切な教示をされ、我々の調査が始まった。これが本日提出した一連の遺跡に関する書証である。

甲175の羽澤ガーデン周辺における遺跡分布マップが本件の当面の集約物である。東京都教育委員会発行の「東京都遺跡地図」、「川の街・渋谷ー渋谷を流れていた主な川(乙10)」等々、東京都・渋谷区側の資料で作成したものである。これを見るだけで一目瞭然かもしれない。広尾の丘に、渋谷川からいもり川が南から北に入り、表参道付近がほぼ水源となる。川に沿って東西が段丘となり、羽澤ガーデンはいもり川の西、ほぼ岸辺に近い。対岸となる広尾の丘の上には、すぐ斜め前に東京女学館と日赤医療センターがあり、東京女学館は川岸といってよく、日赤医療センターもすぐ傍らといってよい。近接して日赤の東南側に聖心女子大がある。川の西側、羽澤ガーデンのすぐ西裏手に広尾中学校、そのすぐ北側に國學院大學と氷川神社がある。今挙げたところが総て遺跡であり、かつこれだけではない。川の東西の違いはあるものの、チェコ大使館等5箇所以上ある。羽澤ガーデンは、まさにいもり川羽沢地域の判明済み遺跡群の中核部分にあるのである。

(3) 羽沢貝塚の調査報告書から読みとれるもの

「羽沢貝塚」なる文書は、2005年に日赤医療センターが7.3ヘクタールを超えるマンション等開発を行う際に調査した報告書(甲176)である。当否はともかく、羽沢遺跡群に関する最新のデータと考えてよいであろう。

「第3章 検出された遺構と遺物」のうち、出土した遺物に絞ってみる。12頁の表2 遺物観察表、13頁の表3 同によると、種類が判別したとされる遺物12種類のうち、陶器6つ、磁器4つ、せつ器が1つであるのに対し、土器はわずかに1つである。高価なものが多い磁器には表3のNo. 2に中国系(1800年代)白色で、文様の内が口縁二重圏線、外が花唐草文が施された小碗であり、その他の物も肥前、瀬戸、美濃の中皿、小皿であり、陶器も江戸在地

系はひとつもなく、当時高名な焼物で一般の町人が使用するものではないところからだけでも、大名・旗本等の屋敷もしくは豪商等の町家の存在を推定させる。しかし、他の調査ポイントの推定面積の広大さなどから、町家という推定は成立せず、結局大名屋敷もしくはそれに準じるものということになり、「第4章 文献調査」と照合して大老堀田正俊で有名な譜代大名堀田氏（下総佐倉11万石、最終期）の下屋敷等の遺物であるという結論が導かれている。しかし、この推論過程をこの報告書は明らかにしていない。あるいは、出来なかったのであろうが、これは別論とする。

いずれにしても、羽澤ガーデンの直面するいもり川の対岸には、堀田家等という江戸幕府の有力な譜代大名の下屋敷が存在したことが、単なる文献ではなく遺物、遺構の存在により裏付けられただけで充分である。有力な譜代大名が下屋敷として選んでいたのだから、羽澤ガーデンあるいはいもり川の河岸段丘である羽沢地域が色々な意味でいいところであったことはいうまでもないであろう。なお、このことは後に詳論する。

この調査は勿論貝塚であるから、縄文土器等古代のものも出土し、従来知られていなかった縄文前期のものがあり、考古学的に貴重な問題がある。しかし、これは後に論ずるとして、今回は羽澤ガーデンが遺跡群（近代、近世を含む）の中核部分にあり、この地域は江戸時代の有力な譜代大名堀田家の下屋敷周辺であったという「羽沢」という街の歴史的な文脈を明確にし、羽澤ガーデンの文化性をさらに際立たせたところで本稿を締めることとする。

なお、いもり川は現在暗渠となり、外からその様子を窺うことはできない。

以上